

(続紙 1)

| | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----|-------|
| 京都大学 | 博士 (人間・環境学) | 氏名 | 伊丹 明彦 |
| 論文題目 | ワシントン会議へ至る日本外交と米ソ —シベリア出兵を中心に— | | |
| <p>(論文内容の要旨)</p> <p>本学位申請論文は、日本外交史学の中で「定説」の位置を占め、大きな影響力を持ってきた「ワシントン体制」論を見直し、シベリア出兵からワシントン会議にかけての東アジア国際関係に対して新たな解釈を提示しようとするものである。</p> <p>本論文はまず序章で、1930年代に東アジアでの英米覇権を保証する「旧体制」の呼称として登場した「ワシントン体制」の語が、戦後の1960年代、入江昭氏によって日英米の相互協力の理念として再解釈され、1970年代には細谷千博氏がこの語に日米英の提携による新たな国際政治システムとしての位置づけを与えた、とする。学位申請者は、この入江・細谷らの「ワシントン体制」論を、第二次世界大戦後のパクス・アメリカナの正統性を支えるイデオロギーと一体のものだったと批判し、またそのような観点から、ソヴィエト・ロシア・ファクターの重要性を強調する。</p> <p>続く第1章と第2章は、「ワシントン体制」とソヴィエト・ロシアの関係についての学説史を、日本とアメリカ・ロシアでの研究から詳細に検討している。まず日本では、細谷氏の、ソヴィエト・ロシアをシステム外のアクターとして処理する見解が支持される一方、これに異を唱えた研究がほとんど顧みられてこなかった、とする。これに対して、冷戦期アメリカではソヴィエト・ファクターへの注目がなされ、この研究動向は冷戦後のアメリカとロシアで共通するものとなっている、と指摘する。</p> <p>第3章は、「ワシントン体制」形成期におけるアメリカの民間外交に注目し、イギリス人のドナルドらがシンクレア石油を巻き込んでウラジオストク臨時政府との間で行った北サハリン利権獲得交渉について述べる。学位申請者はこの章で、アメリカ政府も、地政学的に重要な北サハリンに対し、民間のネットワークを通じて影響力の確保を図ったと位置づけ、その重要性を指摘する。同時に申請者は、戦間期の極東の国際関係の理解のためには、従来の如きソヴィエト・ロシアを度外視した図式的説明に流れてはならない、と述べる。</p> <p>さらに第4章では、1921～22年に極東共和国を媒介として米ソ両国が共通の利益を</p> | | | |

模索したことが述べられる。ソヴィエト側がアメリカとの交渉を対日圧力として利用し、日本のシベリア撤兵を勝ち取ろうとする一方、アメリカ側も日本の膨張政策以前の均衡を取り戻すために、極東共和国の存在を多としたのであった。学位申請者は、この結果極東共和国は対日交渉を引き延ばす一方で、活発な対米外交を展開し、日本は結局1922年10月末までに北サハリンを除くロシア極東全域からの完全撤兵に追い込まれた、とする。

第5章では、時を遡って日本のシベリア出兵が1918年に寺内正毅内閣の外交調査会で決定される過程が検討されている。学説史の中では、同年夏、対米「協調出兵」を主張する原敬が伊東巳代治との議論に敗れ、外交調査会は「自主出兵の余地を含む協調出兵」を決定したとする細谷説が有力だが、学位申請者は、日記や外交文書などを用いて丹念な検証を行い、これに反論する。すなわち、伊東と原はともに協調出兵を推進したのであって、原は寺内首相との合意の結果「自主出兵」の余地を残した「協調出兵」という外交調査会の決定に寄与したのだ、とする。シベリア出兵決定過程における「自主出兵」論と「協調出兵」論の対立を図式的に強調する細谷の見解を、学位申請者は、後に確立される「ワシントン体制」論の問題性の基礎となっている、と指摘する。

結論では、以上の行論を要約した上で、従来の研究が前提としてきた細谷らの「ワシントン体制」論を問い直したことは、戦間期極東国際秩序についての考察の発展に積極的な意義を有する、とまとめている。また、補論では、1936年の西安事変の背景にあるソ連ファクターを分析している。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、これまで日本外交史の学界で「主流」乃至「定説」とされることが多かった学説である「ワシントン体制」論の見直しを主張し、従来の学説では触れられてこなかったソヴィエト・ロシア・ファクターを議論に組み込み、新たな戦間期東アジア国際関係の実像の提起を目指したものである。

すなわち、従来の細谷千博氏らに代表される「定説」では、ワシントン会議（1921～1922年）以後の東アジアの国際秩序を日米英協調システムと考えるいわゆる「ワシントン体制」論が大きな研究上の枠組みを構成する一方で、ソヴィエト・ロシア（ソ連）の、戦間期東アジア国際関係における役割や影響を等閑視してきたのであった。本論文の第一の成果は、このソヴィエト・ファクターを議論に組み込むことを主張し、膨大な史料の利用に支えられた説得的な議論を展開していることである。しかも、「ワシントン体制」論の見直しという本論文の主張は、学説史の再検討に止まらない。学問研究が時代のフレーム・ワークの中でしかなされ得ないこと、時代の「学知」が政治状況から自由ではないことの証明にもつながっていると評価できる（第1・2章）。

本論文の第二の成果は、東アジア国際関係の中での民間外交の存在を指摘し、その役割を具体的に明らかにしたことである。ロシア革命で生まれたソヴィエト・ロシア政権は、当初アメリカ合衆国への接近を目指したが、対独単独講和の実現の結果、合衆国はソヴィエト政権不承認を決定し、1918年8月にはシベリア出兵に踏み切っていた。このため、政権は合衆国との交渉チャネルを持てなかったのだが、本論文は国務省未公刊文書などを利用して、イギリス人ドナルドたちの北サハリン石油利権獲得活動の存在を指摘し、彼らの働きかけの対象がウラジオストク臨時政府であること、合衆国も交渉支援の姿勢であったことを明らかにした。こうした民間のネットワークに関する事実の解明も、従来の研究での空白を埋めるものとして、評価できる（第3章）。

第三の成果は、国際関係におけるアクターとしての重要性を極東共和国に見出したことである。本論文は、ソヴィエト・ロシアと資本主義列強との間の「緩衝国家」としての極東共和国がシベリアに、なぜどのように生まれたのか、新たに発掘した史料やロシアの近年の研究成果を利用して明らかにする。その上で、この共和国が日本やアメリカ合衆国の交渉相手となり、通商代表団を合衆国に派遣し、日本と長期にわたって会談を行った（大連会議・長春会議）ことを論じる。この極東共和国の外交活動の目的は、日本の東シベリアからの撤退という点で合衆国のそれと一致し、その結果、日本のシベリア出兵は失敗に終わり、日本は1922年10月における沿海州からの全面撤退に追い込まれたのであるが、この経緯を、本論文は丹念に辿っている（第4章）。

第四に、本論文は、日本のシベリア出兵についての政策決定過程を、学説史を批判的に検討する立場から見直し、新たな事実を論証している。すなわち、学説史の中で

細谷氏が語ってきたような原敬と伊東巳代治の対立の構図に疑義を唱え、実は、原と伊東がともに「協調出兵」を推進する立場であったことを明らかにするとともに、細谷氏のような議論が「ワシントン体制」論の基礎を形成している、とするのである。こうした視座と事実の指摘からする「ワシントン体制」論への批判的アプローチは、これまでに見られない、新たな問題提起である（第5章）。

ただし、本論文は「ワシントン体制」論への批判と新たな東アジア国際関係の実像の提起を目指しながら、この体制の成立期しか考察の対象としていない。また、国際関係の分析には、各国の国内事情や地域権益など、もっとさまざまな分析の「軸」や補助線が必要であろう。これらの点については、学位申請者の今後の研究の進展を期待したい。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成31年2月5日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。